

交通対策等について

一 調査項目

- (一) 区内交通体系に関する事項
- (二) 新交通システムによる南北交通の整備に関する事項
- (三) 自転車交通対策について

二 特別委員会設置

本調査のため地方自治法第百十条及び江戸川区議会委員会条例第四条の規定に基づき、本議会に十二人をもって構成する「交通対策特別委員会」を設置する。

三 継続調査

本調査は議会閉会中も調査できるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

(説明)

魅力ある街を形成し、快適で便利な都市生活の実現のためには、区内交通網についての調査研究、さらには、鉄道など公共交通機関の導入による南北交通の整備が重要な課題である。

また、区民の手軽な交通手段としての自転車についても、総合的な施策を講じていく必要がある。よって、これらの事業をさらに推進する諸方策を調査研究するため、地方自治法第百十二条第一項の規定により本案を提出する。